
資料編

1 計画の策定経過

〔経過一覧〕

年月日	説 明
平成 30 年 5 月 7 日	第 1 回岡谷市行政改革推進本部会議 策定方針決定
平成 30 年 10 月 17 日	部長会議（計画案協議）
平成 30 年 11 月 29 日	第 3 回岡谷市行政改革推進本部会議（計画案報告）
平成 30 年 12 月 14 日	第 2 回岡谷市行政改革審議会（計画案諮問・計画案審議）
平成 30 年 12 月 14 日 ～平成 31 年 1 月 15 日	計画案公表、市民意見等の募集（パブリックコメント）
平成 30 年 12 月 27 日	第 3 回岡谷市行政改革審議会（計画案審議）
平成 31 年 1 月 11 日	第 4 回岡谷市行政改革審議会（答申案審議）
平成 31 年 1 月 24 日	部長会議（答申（案）報告、計画案協議）
平成 31 年 1 月 25 日	第 5 回岡谷市行政改革審議会（計画案答申）
平成 31 年 2 月 20 日	岡谷市行政改革推進本部会議（計画決定）
平成 31 年 3 月 5 日	総務委員会（報告）

〔諮問、答申〕

（１）諮問（平成 30 年 12 月 14 日）

30企第55号
平成30年12月14日

岡谷市行政改革審議会
会 長 西山 周治 様

岡谷市長 今 井 竜 五

諮 問 書

岡谷市行政改革審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

新たな行財政改革に関する計画「岡谷市行財政改革プログラム」(案)について

2 諮問趣旨

本市の「岡谷市行財政改革3か年集中プラン」は、平成30年度をもって計画期間が終了いたしますが、今後も、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応し、平成31年度から始まる第5次岡谷市総合計画に基づいたまちづくりを推進するためには、持続可能な市政運営ができる行財政基盤を構築することが必要であります。

こうしたことから、引き続き行財政改革に取り組むため、2019(平成31)年度から2023年度までの本市の行財政改革推進の指針となる「岡谷市行財政改革プログラム」(案)について、諮問するものです。

(2) 答申(平成31年1月25日)

平成31年1月25日

岡谷市長 今井竜五様

岡谷市行政改革審議会
会長 西山周治

答 申 書

平成30年12月14日付で貴職から諮問されました岡谷市行財政改革プログラム(2019年度～2023年度)について、岡谷市行政改革審議会にて慎重に審議、検討を重ね、下記のとおりとりまとめましたので答申いたします。

なお、審議の過程における当審議会としての付帯意見を別紙のとおり提起しますので、十分検討され実効性ある行財政改革を推進するよう要望いたします。

記

岡谷市は、昭和60年度からの行政改革大綱以来、現在の岡谷市行財政改革3か年集中プランに至るまで30年余りに渡り、行財政改革に関する計画を策定し、定員管理による人員削減、民間活力の導入による施設運営の推進、事務事業の見直しなど、様々な改革に取り組まれてきました。

しかしながら、岡谷市をとりまく環境は、人口減少、少子高齢社会や、市税等収入の減少、社会保障関係経費の増加等により厳しさを増している一方、市民が行政に寄せる期待は益々大きなものになっています。

今後は、これらのことにより更なる財源不足が見込まれますので、持続可能な行財政運営を推進するため、施策展開にあたっては成果を重視し、限られた財源を選択と集中により効率的、効果的に運用することが必要です。次世代の岡谷市を支える若者たちに大きな負担を担わせないためにも、今、積極的に市民と連携し行財政改革を断行していかなければなりません。

社会経済情勢は加速度的に変化し、技術は日進月歩で進化しております。現在策定中である第5次岡谷市総合計画の将来都市像「人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷」の実現に向けた行財政基盤を強化するため、あらゆる技術を活用した行政コストの縮減や住民サービスの向上など、実効性ある行財政改革のための具体的な取組を着実に実施する必要があります。本プログラムの取組により、厳しい状況に打ち勝ち、新たな時代を拓く、力強い施策展開を期待します。

諮問されました本プログラムを指針として、市政運営の舵取り役である市長の強いリーダーシップのもと、職員が共通の認識を持ち、市民の理解を求めながら、スピード感を持ってこれを実行し、一層の行財政改革を推進されることを要望いたします。

（３）意見・提言まとめ

1 総体的事項

岡谷市行財政改革プログラムは、魅力ある岡谷市を創造するために必要な持続可能な行財政運営を推進するにあたり、その礎となる重要な指針であると考えます。今後、多様化・複雑化・高度化する市民ニーズに対応したサービス提供を継続的に行うためには、市民意見の聴取や市民との協働を通じた、時代に即した行財政改革が必要です。市政に関するアイデアの積極的な募集を図るほか、市の取組に関して理解が深められるよう、その内容を広く公表するとともに、本プログラムを分かりやすい内容としてください。

全国的に人口が減少する時代にあって、人が集うことによる活力の創出のため、第5次岡谷市総合計画に定める将来展望人口を達成することは重要と考えますが、難しい課題であると認識しておりますので、全力で挑むよう要望いたします。

なお、実施計画の推進にあたっては、各年度の具体的な数値目標を可能な限り設定し、目標達成に向け進捗状況の管理と検証を行うとともに、国、県の動向及び社会経済情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて、目標の設定や取組内容の見直し、また新たな取組を行い、本プログラムを推進してください。

2 行政運営に関する改革について

今後予想される社会経済情勢の下では、限られた行政資源をいかに有効に活用するかが重要となります。岡谷市では、先人の努力により充実した公共施設が整えられています。こうした公共施設を有効に活用するため、新たな発想による公共施設の効果的な連携や、より効率的な施設運営が必要です。他市町村では、斬新な施設運営がなされる例が見られるようになりました。こうした例も参考としつつ、民間の力も活用する中で、市民の声も聴きながら岡谷市公共施設等総合管理計画の実行により積極的にファシリティマネジメントを推進するよう要望いたします。

3 歳入・歳出に関する改革について

人口構造の変化により市税等が減少することが見込まれています。財源確保の観点から、市税等収納対策については、収納率の維持につながるよう取組を強化するとともに、使用料等についても適正な受益者負担と公平性の原則から精査し、適正な負担を求めていくことも重要ですので、定期的な見直しをお願いします。

また、市の工夫による財源の創出も必要であり、未利用財産の積極的な活用や売却のほか、広告掲載やふるさと寄附金、クラウドファンディングなど、さまざまな収入対策を適切に進めてください。

さらに、本市は工業の振興を中心として市税収入の確保に努めてきましたが、工業はもとより、商業、農業、観光などを含め、全産業の振興や連携を強めることにより、多くの人が訪れる魅力あるまちづくりが進められ、波及効果も相俟って、市税収入の増加につながるものと考えられますので、こうした観点からの取組も推進してください。

このほか、厳しい財政状況の中ではありますが、社会経済情勢の変化や多様化・複雑化・高度化する市民ニーズへの対応等により、市が実施する事務事業は増加傾向にあります。しかし、市民が望む事業を全て実施することは極めて困難ですので、行政の役割を明確にし、市が守っていくべき事業と廃止すべき事業の見極めを行い、選択と集中により、重要性、優先順位に沿った事業実施を図ってください。

今後も、職員が常にコスト意識を持ち、経常的な経費の縮減を図るとともに、効率的、効果的に事業を推進するよう要望します。

4 人材育成・活用に関する改革について

行財政改革を進めるためには、職員一人ひとりが常に改革の意識を持つことが大切です。こうした意識を定着させることができるよう、日頃の業務への向き合い方はもとより、職員提案制度の充実に努めてください。

また、職員が質の高い市民サービスを提供するためには、積極的な人材育成だけでなく、職員のワーク・ライフ・バランスに取り組むことも重要となります。時間外勤務の縮減のほか、年次休暇取得など、着実に取組を推進してください。

職員数の削減については、定員適正化計画に基づき積極的に推進されておりますが、正規職員については、業務の見直しを行うことにより、真に必要とされる部署への適正な配置に努めてください。また、地方公務員制度の改正や定年延長の動きもあることから、適切な対応をお願いします。

このほか、多様化・複雑化・高度化する市民ニーズに的確に対応し、国、県の制度改正や社会情勢の変化に柔軟に対応できる体制づくりが必要となりますので、常に状況の変化を踏まえた組織体制の検討をお願いします。

5 その他

昨今、ライフラインの維持は重要な課題となっています。特に、上下水道については、市民生活を営む上で重要な設備ですので、計画的な設備の更新を進めるよう要望いたします。

〔名簿〕

(1) 岡谷市行政改革審議会

(敬称略・五十音順)

役 職	氏 名
会 長	西山 周治
副会長	藤澤 由見子
委 員	伊藤 和好
〃	今井 郁乃
〃	小坂 美千恵
〃	小島 勝彦
〃	斉藤 正行
〃	濱田 恵美子
〃	林 英知
〃	宮坂 敏美
〃	宮澤 恵子
〃	宮澤 司郎
〃	矢島 貴
〃	山岡 龍郎
〃	横内 文雄

(2) 岡谷市行政改革推進本部

(平成30年4月1日現在)

役職名	職 名	氏 名
本部長	市長	今井 竜五
副本部長	副市長	小口 明則
副本部長	教育長	岩本 博行
本部員	企画政策部長	岩垂 俊男
〃	総務部長	小口 道生
〃	市民環境部長	百瀬 邦彦
〃	健康福祉部長	小口 浩史
〃	産業振興部長	尾張 嘉紀
〃	建設水道部長	山岸 徹
〃	教育部長	吉澤 洋人
〃	教育担当参事	三村 靖夫
〃	議会事務局長	小松 厚
〃	岡谷市民病院事務部長	酒井 吉之
〃	企画課長	岡本 典幸
〃	秘書広報課長	仲田 健二
〃	総務課長	城田 守
〃	財政課長	藤澤 正

2 関係条例等

○岡谷市行政改革審議会条例

昭和 60 年 6 月 25 日

条例第 16 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、岡谷市行政改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、岡谷市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画政策部企画課が行う。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○岡谷市行政改革推進本部設置要綱

昭和 60 年 4 月 25 日

訓令第 9 号

(設置)

第 1 条 行政改革の推進を図るため、岡谷市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、職員のうちから市長が任命する。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、企画政策部企画課が行う。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、示達の日から施行する。

3 用語解説

ア行**育英基金**（P. 1 ほか掲載）

経済的な理由により、主に高等学校や大学などへの修学が困難な人に対して、援助するために積み立てている基金。

一般会計（P. 1 ほか掲載）

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。

一般財源（P. 8 ほか掲載）

市税、地方交付税など使途が特定されていない収入。

インフラ長寿化基本計画（P. 12 掲載）

「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月に策定。

岡谷市職員人材育成基本方針

(P. 18、実施計画 16 掲載)

地方自治体を取り巻く社会、経済環境が大きく変化してきたため、変化に柔軟かつ弾力的に対応できる職員を育成し、組織体制を強化することを目的に人材育成基本方針を平成11年11月に策定。
基本方針では、長期的かつ総合的な観点から、職員一人ひとりの持つ可能性や能力を最大限に引き出すことができるよう、目指す職員像と行動基準等を明確に示し、人材育成の方策や研修体系について定めている。(平成31年 3 月改訂)

岡谷市病院改革プラン（P. 5 ほか掲載）

「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」の 4 つの視点に立った改革を進めるため、国の新公立病院改革ガイドラインに沿って策定した計画(平成 28 年度策定)。

カ行**会計年度任用職員制度**（P. 11ほか、実施計画 20掲載）

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の 3 類型）について、任用の適正化と制度の明確化を図り適切な運用を確保するもの。2020 年度から施行される。

キャップ制（P. 3ほか、実施計画13掲載）

市債の元金償還額を上限に借入金を抑制すること。

減債基金（P. 10ほか）

地方債の償還及びその信用の維持のため、地方自治法の規定に基づいて設けられる基金の一つ。

行政評価制度（P. 3掲載）

民間の経営の考え方を行政経営に取り入れ、市民ニーズに沿った行政サービスを効果的・効率的に提供するために、目標を明確にして事業を行い、事業の終了後のその成果を評価して改善を検討し、次の計画に反映させる仕組み。（平成16年度から事務事業評価、平成18年度から施策評価、外部評価（平成18年度より行政内部で行っていた行政評価を客観性、信頼性を確保するため、行政評価に市民の視点を取り入れ

ることを目的として実施している評価方法。)。)

クラウドファンディング（P. 2、実施計画9掲載）

資金調達手法の一つ。資金を提供する個人投資家と、事業を行なうために資金調達が必要な法人や個人を、仲介事業者がインターネットを介して結びつける仕組み。

権限移譲（P. 11掲載）

これまで県で行われてきた許認可などの事務を市で引き受けること。

公営企業会計（P. 1掲載ほか）

上下水道事業や病院事業等、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業を行う会計のこと。

公共施設等総合管理計画（P. 1ほか、実施計画3掲載）

インフラ長寿命化基本計画では、インフラ施設を管理・所管する者として、維持管理や更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画であるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定することとされ、この行動計画に該当するものが、公共施設等総合管理計画である。総務省から地方公共団体に対し策定するよう要請された。

公債費（P. 3掲載ほか）

市が銀行などから借り入れた借金の返済にあてる費用。（地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額）

財政調整基金（P. 1ほか掲載）

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。災害等の不測の事態に対応するため、一定の額が必要とされる。

歳出（P. 1ほか掲載）

家計で言えば支出の意味。目的別に分類すると、土木費・民生費・衛生費・教育費など。また、同じ支出の内容が使われた性質によって分類すると、人件費、物件費、扶助費などがある。

歳入（P. 1ほか掲載）

家計で言えば収入の意味。市税、国庫支出金、県支出金、地方債、使用料などがある。

サンセット方式（P. 3、実施計画14掲載）

行政の膨張と予算の硬直化を防ぐための縮減管理の有効な技法として、行政機関の設置や事業費の計上について終期を設定する方法。

指定管理者制度

（P. 15ほか、実施計画6掲載）

従来公共団体等に限られていた公の施設（福祉・文化・スポーツ施設など）の管理、運営の委託（管理委託制度）を、地方自治体が指定する民間事業者を含む法人、団体に代行させ、民間ノウハウを最大限に活用することで、より効率的な管理、運営と利用者サービスの向上を図る制度。

生産年齢人口（P. 7掲載）

年齢別人口のうち、労働力の中核となる15歳以上65歳未満の人口のこと。（※年少人口：15歳未満の人口、老年人口：65歳以上の人口）

タ行

第5次岡谷市総合計画（P. 14ほか掲載）

総合計画とは、本市の市政運営に係る最上位の計画として、将来における本市の目指すべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針を定めるものであって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

第5次岡谷市総合計画は、計画期間を2019年度から2028年度の10年間とし、2028年度を目標年次とする基本構想では、目指すべき将来都市像とその実現のための施策の大綱を明らかにしていることをはじめ、その実現を図るための基本的な施策を体系的に示した5カ年の前期基本計画のほか、具体的な事務事業を示した3年間の実施計画により構成されている。

地方交付税（P. 8ほか掲載）

地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税のこと。

地方債（市債）（P. 1掲載）

市が財政上必要とする資金調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。いわゆる市の借金。

地方分権（P. 11掲載）

地方公共団体が、独自の判断で行政を推進することができるように、国から地方に行政権限や事務権限、財源を移すこと。平成12年の地方分権一括法施行により、国と地方公共団体の役割分担や国の関与のあり方について見直しが行われている。

定員適正化計画（P. 1ほか、実施計画19掲載）

行政改革の一環として、平成28年2月に「第6次岡谷市定員適正化計画」を策定し、一般会計・特別会計において、平成30年度までに、26名の削減を目標とした計画。

ナ行

長野県地方税滞納整理機構

地方税の収入未済額を効率的に縮減するため、市町村と県とが共同で滞納整理に当たっていくことが有効と考えられることから、大口困難案件についての滞納整理業務の共同化を行う広域連合組織。

ハ行

ファシリティマネジメント

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動。

扶助費（P. 8ほか掲載）

高齢者や障がい者等の施設入所や生活保護などの経費。

普通建設事業費（P. 1掲載）

道路、橋りょう、学校等公共用又は公共施設の新増築等の建設事業に要する事業費。

ふるさと寄附金（P. 17、実施計画9掲載）

自分の生まれ故郷や応援したい自治体への寄附金のことであり、個人が2,000円を超える寄附を行ったとき、一定の上限まで、原則所得税・個人住民税から全額が控除される制度。

プレミアム・フライデー (P.4)

生活の豊かさや幸せを実感できる魅力ある商品、サービス等の提供及びそれを楽しむ、消費活性化や、働き方・ライフスタイルの改革につながる官民連携の取組。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス (P.5、実施計画18掲載)

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みや環境をつくること。

ワンストップサービス (P.3)

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きをいっぺんに行なえる「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。

ーアルファベット順ー

A I (P.16)

Artificial Intelligence の略称。人工知能。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

I o T (P.16、実施計画12)

Internet of Things（モノのインターネット）の略称。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すとい

うコンセプトを表した語である。

I C T (P.11、実施計画7掲載)

Information and Communication Technology の略称。一般に「IT（情報技術）」と「ICT（情報通信技術）」は同義語につかされているが、最近では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大していることを踏まえ、Communication（コミュニケーション）を加えた「ICT（情報通信技術）」が使用されている。

P F I (P.16、実施計画7掲載)

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

P P P (P.16、実施計画7掲載)

Public Private Partnership の略。行政と民間が連携し、公共サービスの提供を行う枠組みを伴う事業の計画をすること。

4 市民意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見

○提出意見なし

岡谷市行財政改革プログラム
(2019(平成 31)年度～2023 年度)

平成 31 年 3 月発行
発行／岡谷市
編集／岡谷市企画政策部企画課
岡谷市幸町 8 番 1 号
電話 0266－23－4811（代表）